

土壌汚染情報公開台帳

(案件No. 05833)

整理番号	111- 0019	調整年月日・契機	令和4年10月24日 (環境確保条例第116条第9項)			
所在地	大田区京浜島二丁目3番19(地番) 大田区京浜島二丁目3番13号					
訂正年月日・契機	令和4年12月15日(条例第116条の3第1項・法重複), 令和5年1月10日(条例第116条の3第3項・法重複) 令和5年2月10日(条例第116条の3第1項・法重複), 令和8年3月16日(条例第116条の3第3項・法重複)					
工場又は指定作業場の名称 (土地の改変に係る事業の名称)	株式会社大崎金属 京浜島工場	面積	847.38	m ² (汚染地)	1049.88	m ² (調査)
汚染状況調査の方法について特筆すべき事項		埋立地特例に該当するため、地下水調査及び地下水等の状況の把握を実施しないこととした。				
当該土地において講じられた健康被害の防止又は 周辺地下水汚染拡大の防止のための措置がある場合は、その内容						
当該土地に第122条第1項第2号の土壌がある場合は、その旨 (汚染の原因が水面埋立材に由来する場合は、その旨)						
当該土地が第54条第3項第1号に該当する場合は、その旨 (健康被害の恐れがある場合は、その旨)						
当該土地が第55条第3項に該当する場合は、その旨 (埋立地特例に該当する場合は、その旨)		該当(調査地点全域)				
当該土地が土壌汚染対策法の規定に基づき要措置区域又は 形質変更時要届出区域に指定された区域を含む場合は、その旨		形質変更時要届出区域に指定(指定年月日: 令和4年9月8日 指定番号: 指-1341号)				
備考						
土壌の汚染状況	報告受理年月日	特定有害物質の種類	適合しない基準項目		汚染状況調査の受託者	
	令和4年9月20日	クロロエチレン	溶出量基準		株式会社ビーアンドシーシステム	
	令和4年9月20日	1,2-ジクロロエチレン	溶出量基準		株式会社ビーアンドシーシステム	
	令和4年9月20日	シアン化合物	第二溶出量基準		株式会社ビーアンドシーシステム	
	令和4年9月20日	ふっ素及びその化合物	溶出量基準		株式会社ビーアンドシーシステム	

